

クローバー News

被成年後見人の選挙権・被選挙権について

岩崎 香



現行の成年後見制度には様々な矛盾や課題が含まれており、選挙権もそのひとつです。ご存じのとおり、成年後見制度では後見人がついた人に対して、選挙権、被選挙権を認めていません。それは、禁治産・準禁治産制度の時から同様で、新しい制度の検討時に、選挙のたびに個別の能力を審査することは難しいということで、これまでと同じ扱いになってしまったのです。

新しい成年後見制度は、その理念として、自己決定の尊重、残存能力の活用を謳って出発していますが、選挙権に関しては、後見人がついたことにより、「選挙権及び被選挙権を有しない」（公職選挙法11条1項1号）状況が続いてきました。選挙権・被選挙権の剥奪は、国民としての権利である参政権を奪うものにほかならないのです。

また、もうひとつ問題として指摘されているのが、後見人がつくると選挙権・被選挙権がなくなることについて、当事者にきちんと説明がなされていない点です。その原因のひとつには、成年後見制度の利用を申し立てる際に、被後見人となる本人に選挙権のことはもちろん、制度を利用する意思の確認がなされなくてもよいとされていることが影響していると考えられます。制度を利用する

ことに関する説明を行っている場合も、金銭的な面に周囲の関心が向いている場合が多く、国民としての重要な権利である選挙権に関して言及することが少ないことも、そうした現状に拍車をかけているのです。

本協会では、2010（平成22）年8月に、公職選挙法に規定する「選挙権および被選挙権を有しない者」から成年被後見人の削除を求めるために、「公職選挙法の見直しに関する要望」を総務省宛に提出しています。

そうした中、今年2月に茨城県在住の女性が、「成年後見人がつくると選挙権を失う公職選挙法の規定は、法の下での平等などを保障した憲法に反する」として国に選挙権があることの確認を求めて東京地裁に提訴しました。その動きは各地に広がりを見せており、制度を変えていく大きな力となっていくことが期待されます。

現状では、各人が成年後見制度を利用するプロセスの中で、周囲の機関や専門職がこの現実をきちんと伝えていくことがまず必要です。そして、私たちが制度そのものを見直していくことを訴え続けていくこともまた重要な鍵となるのではないのでしょうか。

欠格条項豆知識

国家資格や免許などの取得に関して、障害等を理由にその取得に制限が加えられるものがあります。それが欠格条項です。欠格事由に該当する場合、一律に取得が認められないものを絶対的欠格条項といい、場合によっては取得が認められるものを相対的欠格条項と言います。

政府は1999（平成11）年、「障害者に係る欠格条項の見直しについて（障害者施策推進本部決定（平成11年8月9日））」を決定し、障害を欠格条項とするもののうち、63の制度については見直しが行われ、絶対的欠格だったものの多くが相対的欠格の対象になるなど、大きな前進となりました。また、新しい成年後見制度では、被後見人等に対する欠格事由を極力抑えるという方針で検討が行われたと言われています。

しかし、上記のように選挙権・被選挙権の問題は、残されたままとなってきました。

現在、障害者制度改革に向けた検討が内閣府を中心に行われ、障害者差別禁止法に関する検討も進められています。そうした中で、障害者や被後見人の権利保障に関して具体的な結論が導き出されることを願いたいものです。



登録・受任状況

(2011年6月30日現在)

名簿登録者 63名

ブロック	数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	4	北海道 4
東北ブロック	1	福島 1
関東・信越ブロック	30	栃木 1、群馬 1、埼玉 6、千葉 2、東京 12、神奈川 4、山梨 1、長野 3
東海・北陸ブロック	6	岐阜 1、静岡 1、愛知 4
近畿ブロック	7	大阪 2、兵庫 4、和歌山 1
中国ブロック	4	鳥取 1、島根 1、広島 2
四国ブロック	2	愛媛 1、高知 1
九州・沖縄ブロック	9	福岡 4、佐賀 1、熊本 1、沖縄 3

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 受任状況

成年後見人受任に関する相談 24件

⇒正式受任 14件

(東京 8、岐阜 1、愛媛 1、福岡 2、熊本 2)

⇒受任調整中 1件(東京1)

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2011年3月1日～2011年6月30日)

3月4日 日本弁護士連合会主催「後見制度支援信託を考える～より良い成年後見制度実現にむけて～」傍聴(長谷川副委員長)

4月18日 日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会精神保健PTとの懇談会(第6回)(田村委員・齋藤委員)

5月20日 2011年度第1回クローバー運営委員会

6月12日 第10回 日本精神保健福祉士学会学術集会(和歌山県)分科会演題発表
『認定成年後見人ネットワーク クローバーの取り組みと「成年後見制度に関する横浜宣言」』
(長谷川副委員長、クローバー運営委員)

6月25日 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート定時総会等臨席(長谷川副委員長)

委員紹介

齋藤 敏靖



会員の皆様、クローバー運営委員の齋藤敏靖(東京国際大学/埼玉県)です。

今は教育機関ですが、都内の精神科病院、埼玉県の精神保健センター、保健所で働いていました。そこでは常に「自己決定とは何だろうか?」という疑問がありました。

自己決定ということで自己責任を強いられている方々、一方で自己決定を排除されている方々、このような両極端な考え方では「真の自己決定」は無いと思っていたところ、出会ったのは成年後見制度でした。自己決定を尊重するがゆえに最低限必要な代理や支援を、法律の権限内で行うという考え方は新鮮でした。むしろ我が国の成年後見制度には多くの課題があります。例示すれば被後見人が選挙権を失うこと、欠格条項などです。法制度の不備や難点を具体的に改善するためには、積極的に成年後見に関わる必要性を感じています。特に、本協会では日弁連の皆様との定期会合が昨年度から開始されるようになり、私自身クローバー運営委員として様々な議論や協働の場に参加させていただいています。これも本協会、クローバーの受任実績があることも契機と理解しております。

今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いいたします。



編集後記

梅雨に入り、不安定な気候が続いていますが、いかがおすごでしょうか。

今回から、昨年度研修を終えた新しい仲間が加わりました。少しずつですが、成年後見にかかわる人材が増えることを委員全員、うれしく思っております。

いろいろ情報交換しながら、実践を深めていければと思います。

ニュースへの投稿記事もお待ちしています!

(担当: 岩崎香)

